

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令及び油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和六十二年総理府・運輸省令第一号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「凝固性物質」とは、取卸しの際、その温度がその融点に五度（融点が十五度以上のものにあつては、十度）を加えた温度未満の温度である場合における物質をいう。</p> <p>2 この省令において「非凝固性物質」とは、凝固性物質以外の物質をいう。</p> <p>3 この省令において「高粘性物質」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第一第一号に掲げるX類物質等（以下単に「X類物質等」という。）又は同表第二号に掲げるY類物質等（以下単に「Y類物質等」という。）であつて、取卸しの際の温度において五十ミリパスカル秒以上の粘度を有するものをいう。</p> <p>4 この省令において「低粘性物質」とは、高粘性物質以外の物質をいう。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）及び令において使用する用語の例による。</p> <p>(X類物質等に係るストリップング)</p> <p>第二条 令別表第一の六第一号イの国土交通省令・環境省令で定める装置は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第二十七条第一項に規定するストリップング装置（以下「ストリップング装置」という。）とする。</p> <p>2 前項のストリップング装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「凝固性物質」とは、取卸しの際、その温度がその融点に五度（融点が十五度以上のものにあつては、十度）を加えた温度未満の温度である場合における物質をいう。</p> <p>2 この省令において「非凝固性物質」とは、凝固性物質以外の物質をいう。</p> <p>3 第二項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(令別表第一の八第一号イ(1)の国土交通省令・環境省令で定める物質)</p> <p>第二条 令別表第一の八第一号イ(1)の国土交通省令・環境省令で定める物質は、白燐（黄燐を含む。）とする。</p>

一 船舶の縦傾斜及び横傾斜を貨物艙の吸引点に向かう貨物の流れを保持することができる傾斜にして用いること。

二 当該装置の能力の最大限度まで作動させること。

(X) 類物質等に係る予備洗浄

第三条 令別表第一の六第一号ロ(2)の国土交通省令・環境省令で定める装置は、技術基準省令第二十二條第一項に規定する予備洗浄装置(以下「予備洗浄装置」という。)とする。

2 前項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 船舶の縦傾斜及び横傾斜を貨物艙の吸引点に向かう洗浄水の流れを保持することができる傾斜にし、かつ、洗浄中において洗浄水を当該貨物艙から連続して除去しつつ用いること。

二 水(凝固性物質であるもの又は非凝固性物質であつて温度二十度において五十ミリパスカル秒以上の粘度を有するもの)の輸送の用に供されていた貨物艙を洗浄する場合には、温度六十度以上のものに限る。)を用いること。

三 洗浄水に洗浄剤を添加して洗浄する場合には、当該洗浄剤はX類物質等を含まないものであること。ただし、当該洗浄剤中のX類物質等(生分解試験において、易分解性であるものに限る。)の濃度の合計が十重量パーセント未満の場合にあつては、この限りでない。

四 イ又はロに掲げる方法(平成六年七月一日以後に建造された船舶にあつては、イに掲げる方法に限る。)により洗浄すること。

イ 貨物艙一艙当たりの洗浄水の量が、次の表の上欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した量以上となるように洗浄すること。

物質の区分

貨物艙一艙当たりの洗浄水の量(立方メートル)

(A) 類物質等に係る予備洗浄

第三条 令別表第一の八第一号ロの国土交通省令・環境省令で定める装置は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。)(第二十二條第一項に規定する予備洗浄装置(以下「予備洗浄装置」という。))とする。

2 前項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 船舶の縦傾斜及び横傾斜を貨物艙の吸引点に向かう洗浄水の流れを保持することができる傾斜にし、かつ、洗浄中において洗浄水を当該貨物艙から連続して除去しつつ用いること。

二 水(凝固性物質であるもの又は非凝固性物質であつて温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するもの)の輸送の用に供されていた貨物艙を洗浄する場合には、温度六十度以上のものに限る。)を用いること。

三 洗浄機をイから八までに掲げる物質の区分に応じ、それぞれイから八までに掲げるサイクル数(洗浄機を連続して作動させた場合に当該洗浄機が同一の方位となるまでの一過程を「サイクル」とした場合の数をいう。以下同じ。)以上作動させること。

イ 前条に掲げる物質であつて凝固性物質であるもの

ロ 前条に掲げる物質であつて非凝固性物質であるもの及び同条に掲げる物質以外の物質であつて凝固性物質であるもの

ハ 前条に掲げる物質以外の物質であつて非凝固性物質であるもの

凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるもの	$2.4 \times (15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3})$
非凝固性物質であつて低粘性物質であるもの	$1.2 \times (15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3})$

備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

V 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値

r 貨物艙一艙当たりのX類物質等の残留量を立方メートルで表した数値。ただし、Vが一〇〇以下であつて当該残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあつては〇・〇四とし、Vが一〇〇を超え五〇〇未満であつて当該残留量が次の算式により算定した量未満である場合にあつては当該算式により算定した量とし、Vが五〇〇以上であつて当該残留量が〇・一立方メートル未満である場合にあつては〇・一とする。

$$r = 15 \times V \times 10^{-5} + 25 \times 10^{-3}$$

□ 洗浄機を(1)及び(2)に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げるサイクル数(洗浄機を連続して作動させた場合に当該洗浄機が同一の方位となるまでの一過程を一サイクルとした場合の数をいう。以下同じ。)以上作動させること。

- (1) 凝固性物質であるもの
- (2) 非凝固性物質であるもの

3 | 前項(第四号口を除く。)の規定により洗浄が行われた貨物艙から除去された洗浄水(船外に除去されたものを除く。)は、当該貨物艙に積載されていた物質と同一のものが積載されていた他の貨物艙を連続して洗浄する場合にのみ用いることができる。この場合において、第一項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

- 一 前項第一号から第三号まで及び第四号イに掲げるところによること。この場合において、同項第二号中「水」とあるのは、「当該洗浄水中に含まれるX類物質等の濃度が五重量パーセント以下のもの」と読み替えるものとする。
- 二 洗浄後、洗浄した貨物艙のすべての表面について、水を用いて十分に洗浄すること。

(Y類物質等又はZ類物質等に係るストリップング)

第四条 令別表第一の六第二号イの国土交通省令・環境省令で定める基準は、Y類物質等（非凝固性物質であつて低粘性物質であるものに限る。

）又は令別表第一第三号に掲げるZ類物質等（以下単に「Z類物質等」という。）であることとする。

2 令別表第一の六第二号イの国土交通省令・環境省令で定める装置は、ストリップング装置とする。

3 前項のストリップング装置は、第二条第二項各号に掲げるところにより用いるものとする。

(Y類物質等又はZ類物質等に係る予備洗浄)

第五条 令別表第一の六第二号ロの国土交通省令・環境省令で定める装置は、予備洗浄装置とする。

2 前項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 第三条第二項第一号から第三号までに掲げるところによること。

二 イ又はロに掲げる方法（平成六年七月一日以後に建造された船舶にあつては、イに掲げる方法に限る。）により洗浄すること。

イ 貨物艙一艙当たりの洗浄水の量が、次の表の上欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した量以上となるように洗浄すること。

物質の区分	貨物艙一艙当たりの洗浄水の量（立方メートル）
-------	------------------------

(B類物質等に係るストリップング)

第四条 令別表第一の八第二号イの国土交通省令・環境省令で定める基準は、非凝固性物質であつて取卸しの際の温度における粘度が二十五ミリパスカル秒未満のものであることとする。

2 令別表第一の八第二号イの国土交通省令・環境省令で定める装置は、技術基準省令第二十七条第一項に規定するストリップング装置（以下「ストリップング装置」という。）とする。

3 前項のストリップング装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 船舶の縦傾斜及び横傾斜を貨物艙の吸引点に向かう貨物の流れを保持することができる傾斜にして用いること。

二 当該装置の能力の最大限度まで作動させること。

(B類物質等に係る予備洗浄)

第五条 令別表第一の八第二号ロの国土交通省令・環境省令で定める装置は、予備洗浄装置とする。

2 前項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 第三条第二項第一号及び第二号に掲げるところによること。

二 洗浄機をイ及びロに掲げる物質の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げるサイクル数以上作動させること。

イ 凝固性物質であるもの 一

ロ 非凝固性物質であるもの 二 分の 一

凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるもの

$$15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3}$$

非凝固性物質であつて低粘性物質であるもの

$$0.5 \times (15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3})$$

備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

V 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値

r 貨物艙一艙当たりのY類物質等又はZ類物質等の残留量を立方メートルで表した数値。ただし、Vが一〇〇以下であつて当該残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあっては〇・〇四とし、Vが一〇〇を超え五〇〇未満であつて当該残留量が次の算式により算定した量未満である場合にあっては当該算式により算定した量とし、Vが五〇〇以上であつて当該残留量が〇・一立方メートル未満である場合にあっては〇・一とする。

$$r = 15 \times V \times 10^{-5} + 25 \times 10^{-3}$$

□ 洗淨機を(1)及び(2)に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げるサイクル数以上作動させること。

(1) 凝固性物質であるもの
 (2) 非凝固性物質であるもの

3 | 前項(第二号口を除く。)の規定により洗淨が行われた貨物艙から除去された洗淨水(船外に除去されたものを除く。)は、当該貨物艙に積載されていた物質と同一のものが積載されていた他の貨物艙を連続して洗淨する場合にのみ用いることができる。この場合において、第一項の予備洗淨装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 第三条第二項第一号から第三号まで及び前項第二号イに掲げるところによること。この場合において、第三条第二項第二号中「水」とあるのは、「当該洗淨水中に含まれるY類物質等又はZ類物質等の濃度

が五重量パーセント以下のもの」と読み替えるものとする。

二 洗浄後、洗浄した貨物艙のすべての表面について、水を用いて十分に洗浄すること。

(削除)

(C類物質等に係るストリップング)

第六条 令別表第一の八第三号イの国土交通省令・環境省令で定める基準は、非凝固性物質であつて取卸しの際の温度における粘度が六十三リパスカル秒(令別表第一の四に掲げるバルティック海海域において排出しようとする場合にあつては、二十五ミリパスカル秒)未満のものであることとする。

2 令別表第一の八第三号イの国土交通省令・環境省令で定める装置は、ストリップング装置とする。

3 前項のストリップング装置は、第四条第三項各号に掲げるところにより用いるものとする。

(C類物質等に係る予備洗浄)

第七条 令別表第一の八第三号ロの国土交通省令・環境省令で定める装置は、予備洗浄装置とする。

2 前項の予備洗浄装置は、第五条第二項各号に掲げるところにより用いるものとする。

(D類物質等に係る国土交通省令・環境省令で定める装置)

第八条 令別表第一の八第四号の国土交通省令・環境省令で定める装置は、技術基準省令第二十八条第一項に規定する希釈水漲水装置とする。

(油に類似する物質)

第九条 令第一条の十第三項の国土交通省令・環境省令で定める物質は、別表のとおりとする。

附則

附則

(施行期日)

この命令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)附則第一条第四号に定める日(昭和六十二年四月六日)から施行する。

1 この命令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)附則第一条第四号に定める日(昭和六十二年四月六日)から施行する。

(削除)

(削除)

(経過措置)

2| 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第三百三十六号)附則第三項の国土交通省令・環境省令で定めるところにより積載された水バラストは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令(昭和五十八年政令第八十三号)附則第三条第三項に規定するクリーンバラストタンクに積載された水バラストとする。

別表(第九条関係)

- 一| イソプロピルシクロヘキサン
- 二| エチルシクロヘキサン
- 三| オクタン
- 四| オレフィン(炭素数が五から七までのもの及びその混合物に限る。)
- 五| キシレン
- 六| 航空用アルキレート(炭素数が八のパラフィンであつて沸点が温度九十五度以上百二十度以下のものに限る。)
- 七| シクロヘキサン
- 八| シクロヘプタン
- 九| シクロペンタン
- 十| パラシメン
- 十一| ジイソプロピルナフタレン
- 十二| テトラヒドロナフタレン
- 十三| トルエン
- 十四| ノナン
- 十五| 一 フェニル 一 キシリルエタン
- 十六| プロピレン二量体
- 十七| ヘキサン
- 十八| ヘプタン
- 十九| ベンタン
- 二十| メチルシクロヘキサン

油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令（平成十二年運輸省令第四十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の七第一項の国土交通省令・環境省令で定める薬剤は、油処理剤及び油ゲル化剤とする。</p> <p>第二条 法第四十三条の七第一項の国土交通省令・環境省令で定める薬剤の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の四第一項の国土交通省令・環境省令で定める薬剤は、油処理剤及び油ゲル化剤とする。</p> <p>第二条 法第四十三条の四第一項の国土交通省令・環境省令で定める薬剤の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>